表15　食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組

表16　国が公表を行うことについての同意の有無

［備考］

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。

3　報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

4　「業種」の欄には、「部分肉・冷凍肉製造業」、「肉加工品製造業」、「牛乳・乳製品製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産缶詰・瓶詰製造業」、「海藻加工業」、「塩干・塩蔵品製造業」、「水産練製品製造業」、「冷凍水産物製造業」、「冷凍水産食品製造業」、「その他の水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物製造業を除く。）」、「野菜漬物製造業」、「味そ製造業」、「しょうゆ製造業」、「ソース製造業」、「食酢製造業」、「その他の調味料製造業」、「甘しゃ糖製造業」、「てん菜糖製造業」、「砂糖精製業」、「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」、「精米・精麦業」、「小麦粉製造業」、「その他の精穀・製粉業」、「パン製造業」、「菓子製造業」、「動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）」、「食用油脂加工業」、「でん粉製造業」、「麺類製造業」、「豆腐・油揚製造業」、「あん類製造業」、「冷凍調理食品製造業」、「そう菜製造業」、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「他に分類されない食料品製造業」、「清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）」、「清涼飲料製造業（その他）」、「果実酒製造業」、「ビール類製造業」、「清酒製造業」、「単式蒸留焼酎製造業」、「蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）」、「製茶業」、「コーヒー製造業」、「米麦卸売業・雑穀卸売業」、「野菜卸売業・果実卸売業」、「食肉卸売業」、「生鮮魚介卸売業」、「その他の農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）」、「食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）」、「卵・鳥肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「コンビニエンスストア」、「その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く。）」、「食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）」、「食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）」、「居酒屋等」、「喫茶店」、「ファーストフード店」、「その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）」、「持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）」、「給食事業」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「結婚式場業」及び「旅館業」のうち、該当するものを全て記入すること。

5　また、「法第９条第２項に規定する事業の有無」の欄には、該当する場合にあっては「有」を、該当しない場合にあっては「無」を記入すること。

6　「報告書作成責任者氏名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。

7　表１の食品廃棄物等の発生量については、法第９条第２項に掲げる食品関連事業者にあっては、加盟者の食品廃棄物等の発生量も含めた量を記入すること。

8　表２において、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、「売上高」、「製造数量」又は「その他の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて、最も適切な値を選択し、その名称、単位及び数値を記入すること。

なお、「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を前年度より変更しようとする場合は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」については、平成19年度以前（平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を承継した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度）よりその数値を把握しているものに限るものとし、表３の対前年度比及び表11の基準実施率の数値は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」によって算出される数値を記入すること。